

ふれあいネットワーク

# 福祉香川

Fukushi Kagawa

vol. **488**  
2023年10月

社会福祉法人  
香川県社会福祉協議会

令和5年10月10日発行



写真：香川DWATが総合防災訓練に参加する様子。詳細は、p5の記事に掲載。

市町村社協法制化40周年を迎えた社協/災害時にも支え合う地域づくり～民生委員・児童委員が関わった取組～ 2p～4p

福祉の視点で避難生活をサポート～香川DWAT～/災害対応に向けた市町村協体制整備支援 5p

介護助手普及推進事業について 6p

生活福祉資金貸付制度～コロナ特例貸付の実績と課題/寄付のお礼 7p～9p

香川県共同募金会からのお知らせ 10・11p



この広報誌は赤い羽根共同募金の  
助成により作成しています。

# 市町村社協法制化40周年を迎えた社協 社協基本要項の見直しも

## 市町村社協法制化の経緯

令和5（2023）年は、市町村社協法制化から、ちょうど40年の節目の年となります。

昭和26（1951）年に社会福祉事業法（現在の社会福祉法）が制定され、全社協と都道府県社協は法律に規定されましたが、市町村社協は規定されませんでした。

その後、市町村社協の法人化や市町村を中心とした事業が広がり、市町村社協の専門職に国庫補助の予算（福祉活動専門員設置事業で平成6年からは一般財源化）がつかくなど、社協組織の基盤が整備され、市町村社協を社会福祉事業法の中で法的に規定することが、強く望まれるようになりました。

## 法制化に向け約740万人の署名

法制化を実現するため、市町村社協が中心となって地元の議会等へ陳情等を行うとともに、全国的な署名活動を展開して740万人

余の署名を集めました。このような請願活動や署名活動など国民的な運動により、法制化のための社会福祉事業法改正案が、議員立法という形で国会に提出され、昭和58（1983）年に全会一致で可決成立し、同年10月に施行され、市町村社協の法制化が実現しました。（全社協「全国社会福祉協議会百年史」2010年参照）

## 市町村社協の法的な位置づけ

法制化当初の社会福祉事業法には、市町村社協は次の事項を行う団体として規定されました。

- 一 社会福祉を目的とする事業に関する調査
- 二 社会福祉を目的とする事業の総合的企画
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成
- 四 社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝

その後、平成2（1990）年の社会福祉事業法改正では、市町村

社協は、「社会福祉を目的とする事業を企画し、及び実施するよう努めなければならない」という規定が加わり、社協が在宅福祉サービスの実施主体として法的に位置付けられました。

2000（平成12）年には、社会福祉協議事業法が社会福祉法となり、社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に法律に規定されました。

## 全国の社協職員数が12万人を超す

市町村社協が法制化された昭和58年の社協職員数は全体で1万4,105人であったのが、2021（令和3）年の職員数は12万8,893人と9・1倍になり（全社協調査）、介護保険事業の実施や、生活困窮者自立支援事業の受託など、事業規模も拡大していきました。

また、最近では新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付を2年半にわたり社協で実施し、あらゆる生活困窮者の課題が顕在化しその対応や大規模災害が頻発する中、災害福祉支援へ取組の充実など、社協に求められる役割は、今後ますます大きくなっています。

## 社協基本要項の見直し

一方、地域福祉の政策化・施策化が進む中、地域福祉を担うのはもはや社協だけではないことを、社協関係者はあらためて認識し取組を強化する必要があります。

こうした状況の中、市町村社協法制化40周年を迎えたことを機に、これからめざすべき社協の姿を示すため、社協基本要項の見直し作業が、全社協を中心に現在行われています。社協のさらなる理解の促進とともに、関係者の幅広い議論が求められています。

## 新・社会福祉基本要項（平成4年4月策定）から 「社会福祉協議会の性格」

社会福祉協議会は、

- ① 地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、
- ② 住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、
- ③ 住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う、
- ④ 市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である

市町村協法制化40周年を迎え、今後に対する期待や思いについてメッセージをいただきました。

## 法制化40周年に市町村社協に期待すること



香川県社会福祉法人  
経営者協議会 会長  
川西 基雄 氏

令和5年度は市町村社協法制化40周年の記念すべき節目の年ですが、コロナ禍、物価高騰、人材確保等、社会福祉を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

また、現在、少子高齢・人口減少が進行するなかコロナ禍で、生活困窮者が全国的に増加傾向でもあります。このような環境変化のなかで社会福祉協議会の果たすべき役割は地域社会の中で格別に必要なものがあります。行政や民間営利企業では出来ない制度の狭間で苦しむ弱い立場の人達への生活支援や、社会福祉法人との連携による地域における公益的取り組みは、社会福祉協議会において他にはなし得ないことであると確信します。

ところで、2年前に香川県社会

福祉協議会創設70周年を迎えました。県社会福祉法人経営者協議会の代表として、県社協の副会長を既に5期9年重責を拜命しております。ご案内のとおり、4団体が協力して県社協をプラットフォームにして生活困窮者支援の香川おもいやりネットワーク事業の展開、また、災害時に備えて県社協をプラットフォームに香川県災害福祉支援ネットワーク協議会を組織化して香川県と協定を締結してDWA T組成など災害福祉支援事業を推進しております。

オール香川での取り組みはもとより、各5つの保健福祉圏域でのネットワーク又8市9町でのネットワークも災害発生時には、各地方自治体単位で災害対策本部が設置される制度を考えると市町村協が社会福祉法人を束ねて、生活困窮対策や災害対策のネットワークをより一層強化することが重要と考えています。市町村社協法制化40周年の記念すべき年を契機により強固な福祉ネットワークを構築することが、郷土香川の地域共生社会の実現につながると信じます。むすびに市町村協関係各位のますますのご健勝ご活躍、郷土香川の地域共生社会の実現を祈念して、私の記念メッセージとさせていただきます。

## 人生百年時代の社協への期待



香川県民生委員児童委員  
協議会連合会 会長  
前田 昭文 氏

1963年は老人福祉法が制定された年ですが、その年の百歳以上の人は全国で153人でした。それから60年後の今年には9万2千人を超えていて、実に六百倍に増加したことになります。イギリスの著名な学者、リンダ・グラットン教授の推測によると、二十一世紀初頭に生まれた日本人の約半数が百歳を超えて生きることになるそうです。

もうすでに日本は稀に見る超高齢社会になって見えますが、今後は更に平均寿命が伸びて百歳まで生きるのが当たり前の時代が到来しようとしているのです。まさに人生百年時代という夢舞台の幕開けと言えます。

しかし、長寿は決していいことづくめではなく、数多くのデメリットも抱えています。現代の大きな課題となっています。独居高齢者の孤立や孤立死、認知症の進行、

買物・通院等の移動の困難。どれも深刻な問題で解決の難しいものがばかりです。ここで思い浮かぶのが社協という存在です。

振り返ってみると、社協は「自助」と「互助」をキーワードにして、このような困難事例に長年地道に取り組んできた実績があります。今年には市町村社協法制化40周年を迎えるとのことですが、この間社協は「自助」を重点施策として、自立しようががんばっている高齢者をやさしくそして力強く後押ししてきました。またサークル活動やサロン活動を通して助け合ったり協力し合っている地域住民を励ましながら支援し、そのコーディネート役を果たすなど、「互助」を意識した事業にも積極的に取り組んできました。

人生百年時代には、この「自助」と「互助」がいつそう重要になってくると思います。

今後社協が、これまでに培ってきた経験を生かして、「自助」と「互助」につながる事業を大いに展開してくれるのではと期待しています。

## 市町村社協法制化40周年を迎え



全国社会福祉協議会・委員長 越智 和子氏  
地域福祉推進委員会 会長  
琴平町社会福祉協議会

昭和26年に制定された社会福祉事業法で、都道府県社協と全社協は規定されました。法による規定がないにもかかわらず全国で続々と市町村社協が立ち上がったそうです。それは同時期に始まった共同募金との関連が非常に深かったようです。

終戦後、という時代の中で市町村レベルで募金活動やその配分金による福祉活動が必要であったことが大いに影響していたようです。次第に、制度施策が整備され将来にわたって安定的に住民の生活を支えることとなりました。そして、住民自らも地域づくりについて考え、一緒に解決のために話し合う活動がすすめられました。地域の中で必要なそうした活動をすすめることが社協であるとなったそうです。

その後も社協の存在を揺るがす大事件があったり「社協とは何か」という議論が湧き起こったり、そもそもこうした組織が必要な

か、市町村社協法制化に向かうまでの道のりは決して簡単ではなかったようです。

しかし、ほとんどの都道府県議会と市町村議会の7割から8割の賛同を得て国への意見書、そして全国で約740万人の署名を集めて衆・参両議院共全会一致で市町村社協は認められたわけです。当時、民生委員さんをはじめ社協や施設など社会福祉関係者の努力が実り、誰一人の反対もなく全会一致で承認され、議員立法で法制化された。この事実は市町村社協関係者はしっかりと認識することがこの法制化40周年にあたってとても重要ではないかと思えます。

社会の変化、時代の流れの中で社協が「地域福祉の中核」として求められていること。全国の津々浦々にある唯一の組織といっても過言ではないでしょう。社協が今、果たすべき役割、求められる機能がどうなのかを見直す時期でもあります。

「地域共生社会の実現」がこれからの我が国の社会福祉改革のコンセプトです。市町村による取り組みが始まりました。社協はこれからも「みんなと一緒に汗をかい、誰もが安心して豊かに暮らせる地域をつくる」ネットワークを広げる事が求められるでしょう。

## 災害時にも支え合う地域づくり 民生委員・児童委員が関わった取組

民生委員・児童委員は自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する地域において、住民が安全に安心して生活できるよう、生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などの重要な役割を担っています。

今回は、民生委員・児童委員をはじめとする地域住民と関係機関とが連携し、難病を抱えながら在宅生活をしているAさんを支える避難訓練を通じて、災害時にも支え合える地域づくりを目指した取組をご紹介します。

Aさん（60代、要介護5、難病）が暮らす高松市内のある自治会の防災担当者は、災害時におけるAさんへの避難支援について悩んでおり、社協や地域の担当の民生委員・児童委員へ相談し、Aさんの避難訓練を実施することになりました。当初、Aさんの状況は、近隣住民のみなさんに、あまり知られていませんでしたが、避難訓

練の実施に向けて、AさんやAさん家族、近隣住民、保健師、社協、民生委員・児童委員と何度か協議を重ね、信頼関係を構築していきました。訓練当日も、多くの関係者の協力のもと、住民が主となって、Aさんを自宅から近くの避難場所へ避難させることができました。



# 福祉の視点で避難生活をサポート

## 香川DWAAT

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下、「NW協議会」という。）は、県社協を事務局とし、災害時における要配慮への福祉支援活動を迅速かつ円滑に展開するとともに、災害発生時の広域的な支援や支援調整を行うため、県内の施設関係団体、職能団体等21の機関・団体が構成されています。NW協議会は、「香川県災害派遣福祉チーム」（以下、「香川DWAAT」という。）を養成し、災害の際に被災地にチーム員を派遣することや、災害に備えた研修会や訓練を実施することなど、災害福祉支援の充実を目指した取り組みを行っています。

香川DWAATは、県の要請を受けて災害時に避難所へ駆けつけ、要配慮者の環境整備や生活相談を行うなど避難生活の二次被害を防ぐ活動や安定的な日常への移行を支援する福祉専門職のチームです。社会福祉士や介護福祉士、保育士など、68名の方が香川DWAATとして登録しています。（令和5年9月1日時点）

普段から災害に備えて研修や訓練を行っています。今年度は9月3日に開催された香川県と市町が連携した総合防災訓練に初めて参加しました。総合防災訓練は、警察、消防などによる救助訓練や自衛隊車両による被害情報収集訓練、民間事業者による応急復旧



訓練などが実施されており、DWAATは自主防災会とともに避難所設置訓練を行ったほか、展示ブースで活動を紹介するチラシなどを配布しました。また、訓練に参加していた医療チームと交流を図るなど、災害時に連携する関係団体と顔の見える関係づくりに取り組みました。

避難所での生活における困りごとや不安なこと、手伝ってほしいことなどがあればDWAATに相談してもらえよう、今後も周知に努め、災害に備えた体制づくりを目指します。



NW協議会の様子



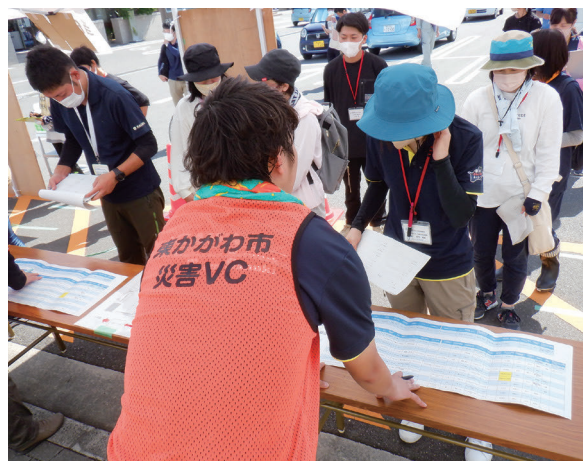
総合防災訓練に参加する香川DWAAT

## 災害対応に向けた市町社協体制整備支援

県社協では、市町社協の災害福祉支援体制の強化に取り組んでいます。今年度は組織体制の強化と人材育成を進めており、研修会や訓練の実施、関係団体とのネットワークづくりを行っています。

組織体制の強化については、市町社協を対象に事業継続計画策定の研修を開催しました。昨年度から事業継続計画の策定に取り組んでいる市町社協の報告を通じて、策定方法や策定時の課題を学びました。必要とされる福祉サービスを災害時でも提供できる体制を整えることで、組織体制の強化を行っています。

また、災害時に協働できる人材育成を目標に、社協職員や災害ボランティアセンターの運営に協力していただける関係団体向けに災害ボランティアセンターの運営について学ぶ研修を予定しています。また、今年度に入り、コロナ禍以前のように災害に関する研修会や訓練を開催する市町社協も増えてきています。



東かがわ市・さぬき市災害ボランティアセンター合同設置訓練の様子

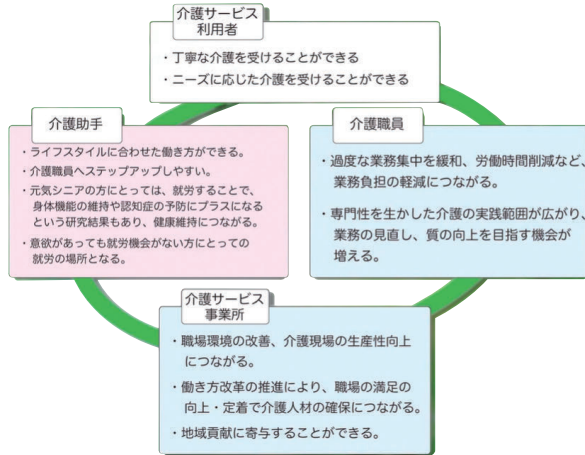
# 介護助手普及推進事業について

香川県福祉人材センター（以下、当センターという。）は、社会福祉従事者の確保のため、社会福祉法に基づき、香川県知事の指定を受けて、県社協に設置されています。

労働力人口が減少し、福祉ニーズの増大、多様化等に伴って、福祉人材の確保が困難になっている中、当センターでは、福祉人材の確保・育成・定着に取り組んでいます。

## 働きやすい職場づくりへの支援

社会福祉法人・施設等において働きやすく、魅力ある職場づくりへの支援として、令和2年度から4年度まで香川県の委託を受け、介護助手導入支援事業に取り組んできました。この事業は、介護の専門的な業務とそれ以外の周辺業務を分け、業務を分担することで、職員一人ひとりの負担を減らし、利用者へのサービスの質の向上につなげていく事業です。介護助手は、清掃や配膳、見守りなどの比較的簡単な業務を一日数時間、週



## 〈介護助手導入のメリット〉

数日行うので、体への負担が少なく、資格や経験、年齢を問わず、どなたでも活躍できます。退職後の元氣なシニア層の方をはじめ、子育て中の方、また、他業種から介護職をめざす方については、まずは介護助手として、従事施設の雰囲気を知っていただきながら、少しずつ介護職としてスキルアップを目指すという活用もできます。多様な人材を介護助手として採用していくことは、将来的に介護人材の確保にもつながっていきます。

## 介護助手普及推進事業を受託

令和5年度からは「介護助手普及推進事業」として香川県から委託を受け、県内介護事業所が介護助手を導入する際、介護労働安定センターに介護助手が担う業務の明確化や指導体制の見直し等を支援していただくほか、当センターに介護助手普及推進員を配置し、介護助手のなり手の掘り起こしとして、市町村協や民生委員児童委員協議会等への事業の周知、また、ハローワークをはじめとした求職者支援機関に向けて事業活用の提案等を行っています。

## 事業所説明会を開催

令和5年8月30日、9月8日に介護助手導入にかかる事業所説明会を開催し、高松・丸亀の両会場で28事業所、29名が参加されました。事例発表では、令和2年度から4年度に介護助手導入支援事業に取り組まれた5事業所から報告があり、業務の切り分けの重要性やなり手の方の特性・強みを活かした業務内容の設定、事業に取り組む中で組織体制の見直しや職員の育成につながった事例を発表い

ただきました。

今年度は左記のとおり、介護助手向けの説明会を開催しますので、介護助手に関心のある方はぜひ当センターまでご連絡ください。

このほか、当センターでは、各施設・事業所の特色を知ることができる福祉の職場体験事業を実施しているほか、福祉の仕事相談会や就職フェア等を開催していますので、求職活動中の方はもちろん、福祉の仕事に関心のある方はぜひご相談ください。

## 介護助手向け説明会

事業所（勤務場所）	説明会		
	月日	時間	会場
特別養護老人ホーム仲南荘 (仲多度郡まんのう町帆山505)	10月24日 (火)	10:30 から 11:30	仲南荘
特別養護老人ホームとよはま荘 (観音寺市豊浜町和田浜1575-1)	10月26日 (木)		とよはま荘
介護老人保健施設香南苑 (高松市香南町池内701)	10月30日 (月)		香川県社会福祉総合センター7階 大会議室 (高松市番町1-10-35)
高齢者複合施設すずかけの径 (高松市上福岡町919-1)			介護付有料老人ホーム ネムの木
総合ケアセンターヨハネの里 (高松市鶴市町241番地)			
介護付有料老人ホームネムの木 デイサービスセンターネムの木 (丸亀市川西町南258-1)	11月2日 (木)		

動画「介護助手というお仕事を知っていますか」



# 生活福祉資金

## コロナ特例貸付の実績と課題

県内の17市町社協と県社協において、令和2年3月25日から令和4年9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症の影響で減収や失業した方を対象に緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付（以下、「特例貸付」という。）を行いました。

令和5年1月からは、緊急小口資金と総合支援資金の初回分の償還が開始されました。また、昨年10月からは住民税非課税世帯に対する償還免除の手続き（審査）も行われています。

総合支援資金の償還期間は10年以内となつていることから、今後、長きにわたつて債権管理が続くこととなります。今後は、償還猶予になつた世帯、償還になつたが返済が難しい世帯、償還免除にはなつたもののお生活状況が厳しい世帯等に対して、個別の相談支援が社協に求められています。

### 貸付実績

香川県内の貸付決定総件数は17,531件（9,518世帯）、貸付決定額は57億3,911万円でした（図表1）。

図表1 香川県内の特例貸付の貸付決定状況

資金区分	貸付決定件数	貸付決定金額
緊急小口資金	9,518件	17億9,875万円
総合支援資金	5,094件	25億7,076万円
総合支援資金（延長）	1,134件	4億8,779万円
総合支援資金（再貸付）	1,785件	8億8,181万円
合計	17,531件	57億3,911万円

市町ごとの貸付状況について、県内総人口に対する各市町の人口割合（人口比）に対し、貸付総件数に対する各市町の貸付件数割合（貸付比）とを比較すると、高松市、丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町の5市町（図表2 網掛け）において貸付比が人口比を上回っており、貸付に地域差が見られました。

月別にみると、貸付決定件数合計が最も多かったのは、貸付が始まった直後の令和2年5月の1,335件であった。最初の緊急事態宣言下で、貸付を開始した当初の世帯の緊急小口資金の貸付が終わり、総合支援資金の初回貸付分

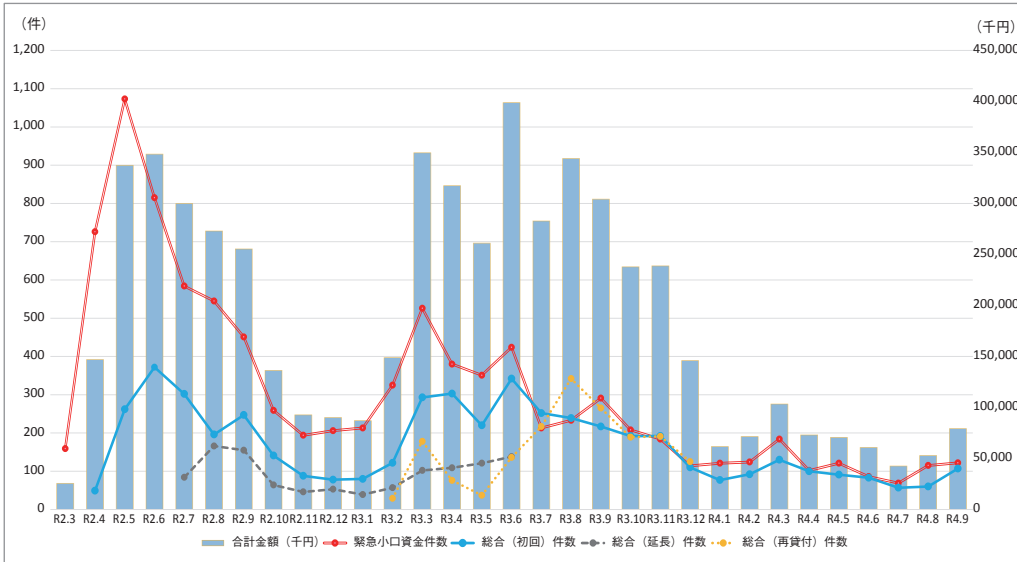
に移る時期でした。また、貸付決定金額合計が最も多かったのは、令和3年6月の3億9,820万円、総合支援資金の延長貸付分の申請が同年3月末で終了して、その後の3か月の貸付期間が終了して再貸付に移る時期とも重なった時期でした。借受人の年齢層としては20歳代

図表2 香川県内各市町の貸付決定件数・金額と貸付割合

受付社協名	総合計		貸付件数比 (各市町貸付件数 / 貸付総件数) (%)	人口比		貸付件数比 / 人口比 (%)
	件数	金額 (円)		人口※ (人)	人口比 (%)	
高松市	8,837	2,868,810,000	50.41%	414,376	44.32%	113.73%
丸亀市	2,808	927,960,000	16.02%	108,674	11.62%	137.80%
坂出市	639	202,000,000	3.64%	49,507	5.30%	68.83%
善通寺市	717	241,310,000	4.09%	30,762	3.29%	124.30%
観音寺市	841	272,905,000	4.80%	56,166	6.01%	79.85%
さぬき市	553	185,810,000	3.15%	45,650	4.88%	64.60%
東かがわ市	242	78,100,000	1.38%	27,246	2.91%	47.37%
三豊市	624	210,720,000	3.56%	59,982	6.42%	55.48%
土庄町	137	43,500,000	0.78%	12,392	1.33%	58.96%
小豆島町	145	46,805,000	0.83%	13,315	1.42%	58.08%
三木町	254	83,400,000	1.45%	26,456	2.83%	51.20%
直島町	18	5,200,000	0.10%	3,050	0.33%	31.47%
宇多津町	350	111,980,000	2.00%	18,690	2.00%	99.87%
綾川町	246	88,100,000	1.40%	22,271	2.38%	58.91%
琴平町	299	96,270,000	1.71%	8,132	0.87%	196.08%
多度津町	579	195,600,000	3.30%	21,439	2.29%	144.03%
まんのう町	242	80,640,000	1.38%	16,812	1.80%	76.77%
合計	17,531	5,739,110,000	100.00%	934,920	100.00%	100.00%

※ 香川県推計人口及び人口移動（令和4年8月1日現在推計）

図表3 香川県内の月別貸付状況（貸付決定件数と決定金額）（香川県社協作成）



図表4 借受人の年代分布等

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
借受人数（人）	26	1,582	1,913	2,383	1,864	1,096	574	80
割合※	0.3%	16.6%	20.1%	25.0%	19.6%	11.5%	6.0%	0.8%

※ 小数点以下2位を四捨五入しているため、合計しても100にはならない。

図表5 借受人の男女比

男性	女性
64.3%	35.7%

図表6 香川県内における償還免除等の状況（香川県社協作成 令和5年7月31日現在）

償還対象貸付債権数	償還免除済	償還猶予中	償還完了※1	償還実行中	未応答
13,496件	5,672件	710件	178件	2,979件	3,957件
割合 ※2	42.04%	5.26%	1.31%	22.07%	29.31%

※1 「償還完了」には、元本の一部免除と償還により借入金残高が0となった債権含む。今回償還対象債権ではない総合支援資金の延長貸付分と再貸付分の償還完了実績が計4件あるが、「償還完了」には含まれていない。

※2 小数点以下3位を四捨五入しているため、合計しても100にはならない。

図表7 償還免除要件と免除上限額（厚生労働省）

資金種類	免除要件	免除上限額	返済開始時期 ※免除とならない場合等
緊急小口資金 令和4年3月末までに申請された分	令和3年度又は令和4年度が住民税非課税	20万円	令和5年1月～
緊急小口資金 令和4年4月以降に申請された分	令和5年度が住民税非課税	20万円	令和6年1月～
総合支援資金（初回貸付分） 令和4年3月末までに申請された分	令和3年度又は令和4年度が住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和5年1月～
総合支援資金（初回貸付分） 令和4年4月以降に申請された分	令和5年度が住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和6年1月～
総合支援資金（延長貸付分）	令和5年度が住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和6年1月～
総合支援資金（再貸付）	令和6年度が住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和7年1月～

※1 返済開始時期については貸付を受けた時期により異なる場合があります。また、借受人の希望により据置期間を短く設定した場合、この限りではありません。

※2 返済免除後も、自立相談支援機関等が継続的な支援を行います。

から50歳代のいわゆる稼働年齢層が全体の約8割となっています。70歳代以上の利用もみられました（図表4）。借受人の年齢の中央値は44歳でした。性別では男性が約6.4割と多くなっています（図表5）。

● 償還免除と猶予の現状

令和5年1月から償還開始となる8,711世帯（債権数では13,496件）に対し、令和4年5月から償還に必要な手続きや免除要件の案内をして、償還開始以降、償還が難しいという方に償還猶予の申請手続きを並行して進めています。

県内における償還免除と償還猶予等の割合は図表6のとおりです。来年令和6年1月から償還対象となる総合支援資金の延長貸付分等の借受世帯への償還や償還免除のお知らせについては、今年の6月から対象となる世帯に対して順次郵送しており、総合支援資金の再貸付の償還については、令和5年1月からとなります（図表7）。

● 未応答者への対応と課題

償還や免除に関するお知らせを郵送した方のうち、居住地不明で返送された915人の住所調査を行ったところ、県外転出が671人、国外転出9人あり（令和5年8月末現在）、住民票をそもそも移していない方や、転居を繰り返している方も見受けられました。



また、現在、市町社協の協力を得て、電話連絡や訪問による未応答者調査を行っており、丸亀市社協では未応答者の内、約3割が償還免除や口座振替等の手続きにつながりました。一方、返答がない、または本人に会えないケースが1割余りありました。

多度津町社協では、未応答者の内、4割余りの方が償還免除等の手続きにつながりました。多度津町は在留外国人の方が多く、多言語のパンフレットを作成しましたが、説明が難しいケースが多くあったようです。

いずれも、手続き支援を必要とする方がかなり多い状況といえます。

### ●これまでの取組から

今回の特例貸付では、脆弱な生活基盤の中で、蓄えもなくぎりぎりの生活を営んでいた人達の存在が明らかになり、雇用が不安定であったり、多額の債務があつて家計改善が必要だと思われる世帯、そもそも特例貸付を借り入れる前から生活が成り立っていないかった世帯も多くあるなど、さまざまな生活課題が短い期間で一気に顕在化したと考えられます。

また、今回の特例貸付においては、迅速に貸付を行うというこ

から、申請受付は原則郵送となり、さらには郵便局や労働金庫での受付も行われ、初めて市町村社協以外での申請受付が行われました。

迅速な貸付が優先され、本来社協が行ってきた相談支援ができないまま、経済的に困窮している人達に対し貸付を行い、償還免除の特例措置があつたものの、結果として多額の負債を負わせてしまったのではないかという課題もあります。

### ●社協のこれからの役割

特例貸付は貸付制度ではありませんが、社協が目指すところは、単なる債権管理ではなく、一人でも多くの借受世帯の生活再建に関わり生活支援や相談支援につなげていくことだと考えます。

現在、市町社協の窓口には、償還免除や猶予、償還の手続きに來られる方もあつて、市町社協の担当者が相談に來られた世帯の生活状況をできるだけ丁寧把握して対応するようにしています。

今後は県社協が市町社協や関係機関とも連携しながら、一人でも多くの方の生活再建を目指して、生活困窮者自立支援事業とともに、特別貸付の業務にも取組んでいきたいと考えています。

## 寄付

社会福祉事業のため県社協に多分のご寄付を賜りました。

これらの寄付については、ご芳志に沿い有意義に使わせていただきます。このたびは誠にありがとうございました。

- 香川県農業協同組合 様
  - 香川県森林組合連合会 様
  - 農林中央金庫 高松支店 様
  - ライオンズクラブ国際協会336A鴨島  
キャビネット地区ガバナー 市村 通夫 様
  - 明治安田生命保険相互会社  
高松支店社長 落合 一美 様
  - 四国ガス株式会社  
代表取締役社長 片山 泰志 様
  - 香川県学校生活協同組合 理事長 井上 泉 様
  - 香川県職員退職者会 会長 鈴木 義博 様
  - 礪波 拳 様
  - 太田 てる代 様
  - 菊入 三恵 様
- (順不同)

県社協では、県内の福祉関係者の参加・協力のもと、地域の課題を福祉関係者のネットワークで解決するための仕組みである「香川おもいやりネットワーク事業」をはじめ、災害時の福祉支援、地域福祉を支える人材の育成、福祉・介護人材の確保、成年後見制度の利用支援や関係機関等とのネットワークの構築など、地域福祉推進のための活動に取り組んでいます。

皆様からのご寄付は、こうした社会福祉の向上のため、本会が実施するさまざまな社会福祉事業に活用させていただきます。皆様からのご寄付を心よりお待ちしております。

意志あるお金、募金のチカラ。

# 赤い羽根共同募金



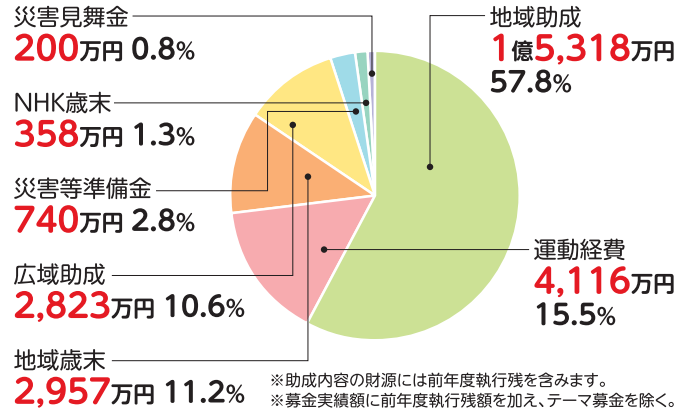
ご協力いただき、ありがとうございました

令和4年度  
募金実績 **2億4,811万円**

## 実績

種別	実績額
一般募金	<b>2億1,495万8,604円</b>
うち 期間内	<b>2億987万7,402円</b>
テーマ募金	<b>508万1,202円</b>
地域歳末たすけあい募金 (12月1日～12月31日)	<b>2,956万6,448円</b>
NHK歳末たすけあい寄付金 (12月1日～12月25日)	<b>358万5,290円</b>
計	<b>2億4,811万342円</b>

## 助成内容



## 皆様の寄付はこのようなところに助成しています

赤い羽根共同募金は、都道府県ごとに行われています。大規模災害などの例外を除き、集まった募金はその県内で使いみちが決められ、また、うち約7割は集めた市町内で使いみちが決められます。



### 地域助成

- 一人暮らしの高齢者の見守り、配食サービス活動
- 高齢者サロンの運営
- 親子カフェ
- 子ども食堂
- 保育所の遊具整備
- 地域の防災用備蓄整備 など



### 広域助成

- 障害者施設の介護ベッド、車椅子、作業用台車整備、洗面所・手洗い場の改修
- 施設通所送迎用自動車整備 など

### 歳末たすけあい

- 児童養護施設等入所児童、里親委託児童への就職・進学支度金
- 生活困窮世帯への見舞金 など



### 災害等準備金とは

阪神淡路大震災を契機に、大規模災害時に、被災地でのボランティア活動を支援するために、募金額の3%を限度に積み立てるもの。東日本大震災や令和2年7月豪雨災害では都道府県域を超えて拠出が行われました。なお、積立てて3年が経過した場合は、助成金に充てられます。



※災害義援金は被災者への見舞金として集められ、自治体を通じて配分される寄付金です。

赤い羽根共同募金運動に  
皆様のご協力を  
お願いいたします。

(運動期間  
10月1日～3月31日)



皆様のご協力をお願いいたします

令和5年度 募金目標額  
**2億4,278万円**

※目標額は万円単位で四捨五入で記載。

皆様からの寄付金の使いみちは、次のように計画しています。

### 地域福祉を推進するために 1億3,209万円

社会福祉活動や在宅福祉サービス事業等、地域福祉の推進を図る市町の社会福祉協議会の活動等に助成します。



### 民間社会福祉施設・福祉団体の充実のために 2,278万円

県内の社会福祉施設の設備や授産機器、送迎用車両の整備、福祉団体の活動等に助成します。



### 災害支援活動の充実のために 920万円

災害時に支援・救護を行うボランティア団体・グループに対し、活動経費の一部を適時に援助するため、準備金として積立てます。また、火災や風水害等による被災世帯に見舞金を贈ります。



### 歳末たすけあいのために 3,287万円

市町単位で実施する「地域歳末たすけあい」と「NHK歳末たすけあい」があり、生活困窮者などが安心して新たな年を迎えることができるよう支援します。



### 社会課題や地域課題の解決のために(テーマ募金) 515万円

社会課題や地域課題の解決のためのテーマを特定した募金で1月1日から3月31日まで募金活動を行います。



### 共同募金運動推進のために 4,069万円

募金活動を推進するための広報費、資材費や管理経費に使用します。



## 募金をするには

「戸別募金」、「法人募金」、「街頭募金」、「イベント募金」、「インターネット募金」など、いつでもどこでも気軽にご協力いただけます。募金の受付も年間を通じて行っており、金融機関からの振り込みや直接持参いただくこともできます。

### 社会福祉法人 香川県共同募金会

〒760-0066 高松市福岡町2丁目25番12号  
TEL.087-823-2110 FAX.087-823-1151  
E-mail:akaihane1@kagawaken-kyobo.or.jp



#### ● 募金を持参する

募金を持参される場合は、下記の窓口で受付します。また最寄りの市町共同募金委員会に直接持参いただくこともできます。

- 香川県共同募金会(平日8:30～17:00)  
高松市福岡町2丁目25番12号
- お近くの市町共同募金委員会



#### ● 金融機関から振込による募金

- ゆうちょ銀行の窓口から下記口座へ振込みいただけます。(手数料無料)  
加入者名 社会福祉法人香川県共同募金会  
口座番号 01650-8-538
- 百十四銀行・香川銀行の窓口から振込みいただけます。ご希望の方はメール又は電話で香川県共同募金会まで連絡いただければ、専用の振込用紙(手数料無料)をお送りします。

#### ● インターネットを使った募金

インターネットを使った募金はこちらから。香川県又は県内市町を指定しての寄付ができます。



#### 可能な支払い方法

クレジットカード・銀行口座振替・コンビニ支払い・ペイジー・auかんたん決済・ソフトバンクまとめて支払い

#### その他の募金

#### ● 赤い羽根自動販売機での飲料購入

「赤い羽根」マークがついた自動販売機で飲物を購入すると、協賛企業からその売上の5%が香川県共同募金会に寄付されます。



#### ● 募金百貨店プロジェクト

「募金百貨店プロジェクト」は、参加する企業等が提供する「寄付つき商品」を購入・利用するごとに、一定の割合で企業等が売上の一部を香川県共同募金会に寄付するものです。



#### ボランティア活動等の助成募集について

- ▶ 募集期間：令和5年11月1日(水)～同年12月28日(木)  
(実施事業年度は令和6年度)
- ▶ 助成対象：県内で活動するボランティア団体等で、多様な地域福祉ニーズに対応する活動事業費及び社会的孤立の解決や防止に関する事業費  
(詳細は香川県共同募金会HPをご覧ください。)

老人福祉施設、  
障害者支援施設、  
児童福祉施設などに

**スケールメリットを活かした割安な保険料で  
充実補償をご提供します!**

◆加入対象は、社協の会員である  
社会福祉法人等が運営する社会  
福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

### ① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

## プラン1 オプション5 施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

## プラン2 施設利用者の補償

## プラン3 職員等の補償

## プラン4 法人役員等の補償



●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事  
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667  
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12033 から抜粋)

# 2024年4月入学願書受付中!(最終締切 2024年3月22日金)

## 社会福祉学科 通信課程

一般養成課程 (1年6ヶ月コース)  
(1年コース)

短期養成課程 (9ヶ月コース)

### 教育訓練給付制度対象講座

一般養成課程(1年6ヶ月コース)・短期養成課程(9ヶ月コース)は  
最大**20%**(上限10万円)

一般養成課程(1年コース)は最大**70%**(上限56万円)  
※ハローワークより支給されます。

## 精神保健福祉学科 通信課程

一般養成課程 (1年7ヶ月コース)

短期養成課程 (9ヶ月コース)

### 教育訓練給付制度対象講座

一般養成課程は最大**20%**(上限10万円)

短期養成課程は最大**70%**(上限56万円)  
※ハローワークより支給されます。

## 現地進学説明会と併せて オンライン進学説明会を開催します!

2023年  
10:00  
~  
13:00

11月26日(日)  
12月17日(日)

2024年  
10:00  
~  
13:00

1月21日(日)  
2月25日(日)

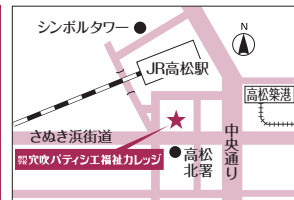
社会福祉士や精神保健福祉士に興味があり通信制で資格取得を考えている方へ、左記日程にて、現地進学説明会と併せてWebex(ビデオ会議システム)によるオンライン進学説明会を行っています。事前予約は必要ありません。※実習該当者は、出願前に必ず進学相談会にご参加ください。※詳しい参加方法および、Webexの操作方法についてはHPをごらんください。

## 入学優遇制度あり! 社会人も学びやすい!

レポート作成  
短期間のスクリング  
実習(該当者のみ)

3つの学びで卒業できます!

詳しくは  
QRを  
チェック  
してください。



〒760-0021 香川県高松市西の丸町14-10  
好きを極めてプロになる

学校法人次歌学園  
専修 穴吹パティシエ福祉カレッジ

Eメール fukushi@anabuki.ac.jp  
ホームページ https://web.anabuki-college.net/afk/tushin/

**TEL.087-873-2455**